

建設工事下請負等取扱要綱（平成28年3月24日建政一1725）の一部改正 新旧対照表

新

(様式第 2 号)

略

下請契約等自己点検票

略

項目	内容	適否	備考
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		
その他	建設業退職金共済制度等により退職金制度を確立しているか		
	略		
	略		

略

(参考) 下請契約等自己点検要領

点検項目		点検要領
略	略	
下請契約書上の下請代金の支払に関する規定	手形期間は 60 日以内であるか	【適】となる例 ・全て現金払としている。（備考欄への記載は不要） ・一部手形払としているが、手形期間は 60 日以内である。（備考欄への記載は不要） 【否】となる例 ・一部手形払としているが、手形期間は 60 日を超えている。 ※この場合、受注者は、契約の変更等の是正措置を講じる必要

旧

(様式第 2 号)

略

下請契約等自己点検票

略

項目	内容	適否	備考
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		
その他			
	略		
	略		

略

(参考) 下請契約等自己点検要領

点検項目		点検要領
略	略	
下請契約書上の下請代金の支払に関する規定	手形期間は 60 日以内であるか	【適】となる例 ・全て現金払としている。（備考欄への記載は不要） ・一部手形払としているが、手形期間は 60 日以内である。（備考欄への記載は不要） 【否】となる例 ・一部手形払としているが、手形期間は 60 日超 90 日以内である。 ※備考欄に、契約の変更等講じた措置の内容と今後の方針等について具体的に記載してください。 ・一部手形払としているが、手形期間は 90 日を超えている。 ※この場合、受注者は、契約の変更等の是正措置を講じる必要

